

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年5月20日

今治市監査委員 木原盛展  
同 越智豊

監査対象機関	監査結果報告書の日付
建設部 建設政策局 農業土木課 (旧農水港湾部 農業土木課)	令和4年3月25日
古谷蜂ノ子池改良工事 (監査の結果) (指摘) 1 工事標識における主任技術者専任欄に、「非専任」と記載すべきところ、「無」と記載されていたため、建設業法施行規則第25条関係様式第29号の内容を、受注者に周知徹底されたい。	
(措置の内容) 1 記載の訂正を行いました。 今後、同様の工事においては請負業者への指導を行い記載の統一を図ります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 道路課  (旧都市建設部 道路課)	令和4年3月25日
<p>城東橋橋りょう長寿命化修繕工事</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 ライナープレートの基礎部は、既存の下部工フーチングに17cm長の鉄筋を打ち込むが、既存フーチングの配筋（かぶり10cm）の事前調査が実施されていなかった。そのため、一部のフーチング鉄筋とライナープレート基礎鉄筋の干渉が生じていた。事前調査を実施する必要がある。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今後、同様の工事（鉄筋構造物の削孔等）においては、着手前に請負業者と十分な打合せ・確認を行い、必要な事前調査を確実に実施します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
建設部 建設政策局 港湾漁港課 (旧農水港湾部 港湾課)	令和4年3月25日
<p>蔵敷岸壁 (-9.0m) 改修工事 (その3)</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 工事標識に下請業者の建設業許可票が掲示されていたが、建設業法等の改正(令和2年10月1日施行)により、標識の掲示義務が緩和され、発注者から直接請け負った工事業者のみが対象となり、下請の建設業者の掲示は不要とされたため、受注者に周知徹底されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 工事標識に下請の建設業者の掲示は不要であるため、今後受注者に周知徹底を行います。</p>	